



一般廃棄物処理施設設置許可証

令和元年7月10日

北海道札幌市清田区清田一条一丁目7番23号
株式会社もっかいトラスト 代表取締役 長谷川裕一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

青森市長 小野寺 晃彦



許可の年月日	平成22年5月18日	許可番号	H22-0-1
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種別 ごみ処理施設（圧縮・梱包） 一般廃棄物の種別 紙くず（新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック）		
設置場所	青森県青森市合浦一丁目9番2		
処理能力	新聞紙 115t/日（8時間稼働）、14.4t/時間 雑誌 122t/日（8時間稼働）、15.2t/時間 ダンボール 96.8t/日（8時間稼働）、12.1t/時間 牛乳パック 143t/日（8時間稼働）、17.9t/時間 その他古紙類 115t/日（8時間稼働）、14.4t/時間		
許可の条件	施設の稼働時間は午前8時から午後5時までのうちの8時間とする。		
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		